

川崎市アスベスト対策報告書

(平成23年度)

平成24年5月

川崎市アスベスト対策会議

はじめに

平成17年6月末に、兵庫県のアスベスト製品製造工場の従業員、家族や周辺の住民に、アスベストの吸引が原因とみられる中皮腫等の疾患が多数発症している実態が公表され、この公表を契機として、アスベストによる健康不安等が全国的に高まりました。

川崎市では、早急に対応策を構築する必要があると考え、昭和63年度に設置した「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、平成17年8月「川崎市アスベスト対策会議」を設置しました。この会議は、環境対策、健康対策及び市有施設対策について、全庁的に連携した対策を主導的に推進し、進行管理を行うことにより、迅速かつ的確な対策を図ることを目的としています。

今後とも、アスベストに関する情報の収集や現状の把握等に努めるとともに、国や他の地方自治体の動向を踏まえながら、市民の不安解消を目指してアスベスト対策に取り組んでまいります。

川崎市アスベスト対策会議

目 次

I	アスベスト対策会議の趣旨と構成	1
1	アスベスト対策会議の目的	1
2	これまでの経過	1
3	組織の構成と所掌事項	1
4	アスベスト対策体系図	2
II	平成 23 年度の取組結果	4
II-1	環境対策	4
1	建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止対策※	4
2	建設リサイクル法に基づく解体現場への立入	6
3	庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施※	6
4	大気環境調査	6
5	アスベスト廃棄物の処理	7
6	一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応	7
7	支援措置	8
II-2	健康対策	9
1	市民の健康不安への対応	9
2	学校における健康不安への対応	9
3	健康被害や健康不安を持つ市民への対応	9
4	「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応	9
5	勤労市民への情報の提供等相談の対応	9
II-3	市有施設対策	10
III	平成 24 年度の主な取組内容	11
1	環境対策	11
2	健康対策	11
3	市有施設対策	11

資料編

- 資料 1 平成 23 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況
- 資料 2 川崎市アスベスト対策会議設置要綱
- 資料 3 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の改正の趣旨と内容
- 資料 4 川崎市におけるアスベスト対策の推移
- 資料 5 アスベスト相談窓口一覧

※:平成 23 年度中に新たに実施した事業

I アスベスト対策会議の趣旨と構成

1 アスベスト対策会議の目的

アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進する。

2 これまでの経過

- 昭和 63 年度に「川崎市アスベスト対策推進協議会」設置
- 平成 17 年 8 月「川崎市アスベスト対策会議」を設置し、その下部組織として「環境対策部会」、「健康対策部会」、「施設管理部会」の 3 部会を設置するとともに「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止。
- 平成 20 年度に 3 部会を廃止、それに代わるものとして幹事会を設置し、現在に至る。

3 組織の構成と所掌事項

(1) アスベスト対策会議

ア 構成

座長：三浦副市长		副座長：環境局長		
委員	上下水道事業管理者	総務局長	総合企画局長	財政局長
	市民・こども局長	こども本部長	経済労働局長	健康福祉局長
	まちづくり局長	建設緑政局長	港湾局長	交通局長
	病院局長	消防局長	教育長	

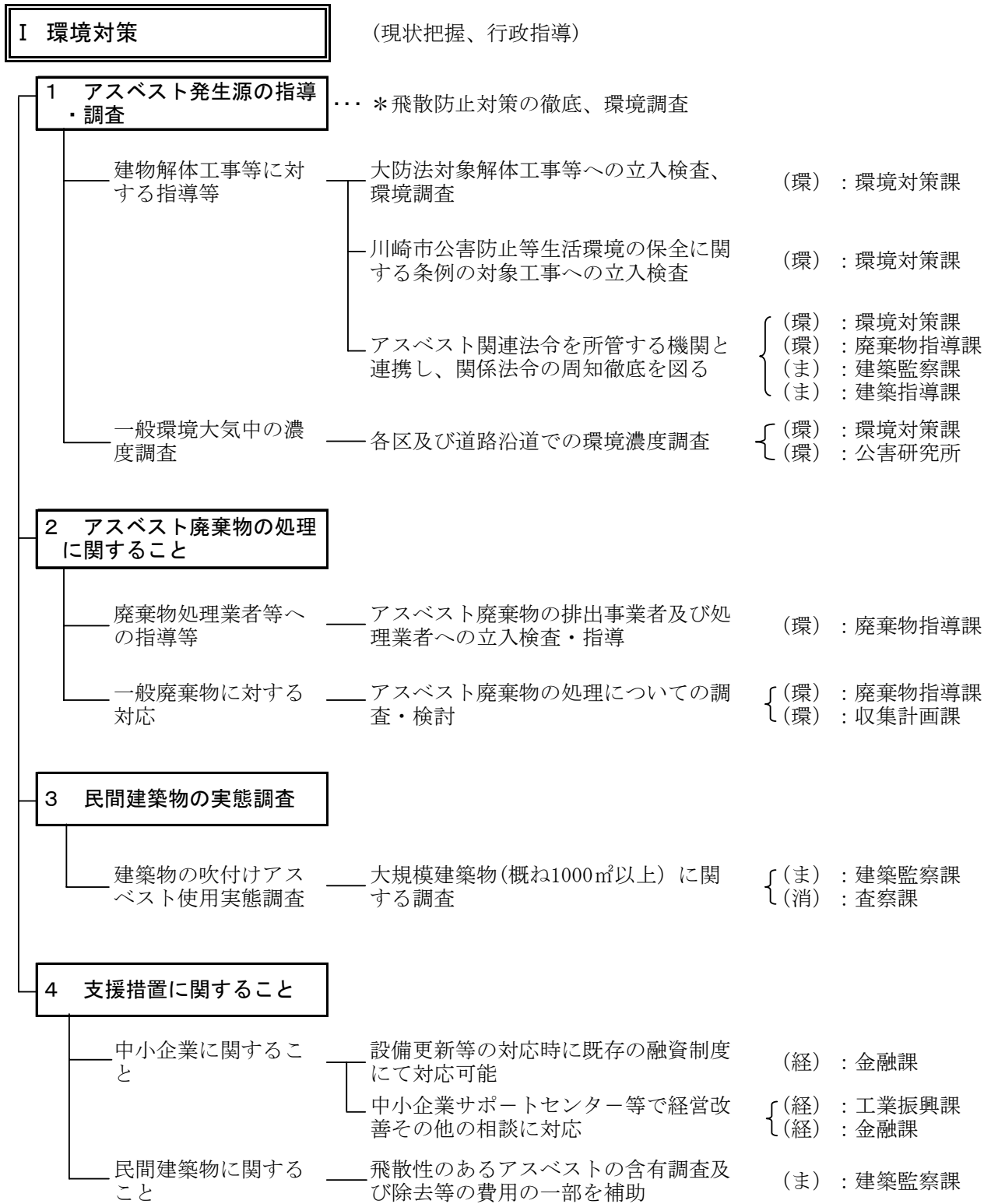
イ 所掌

- アスベストの現状把握及び対策方針
- アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- その他アスベスト対策について必要な事項

(2) アスベスト対策会議幹事会

会長：環境対策部長		
幹事	主な所掌事項	
環境局環境対策部環境対策課長	○大気汚染防止法等関係 ○大気環境の測定及び公表関係	○アスベストに関する市民等への情報提供 ○庁内関係課に対する情報提供や適切な指示・指導等
環境局生活環境部廃棄物指導課長	○石綿含有廃棄物等の処理指導関係	
健康福祉局保健医療部健康増進課長	○健康不安に対する相談等関係	
健康福祉局保健医療部環境保健課長	○石綿健康被害救済法等関係	
まちづくり局施設整備部施設計画課長	○市所有施設のアスベスト対策関係	
まちづくり局施設整備部公共建築担当課長	○「市有施設の維持管理等に係るアスベスト対策要領」関係	
まちづくり局施設整備部施設保全担当課長		
まちづくり局指導部建築指導課長	○建設リサイクル法等関係	
まちづくり局指導部建築監察課長	○建築基準法等関係	

4 アスベスト対策体系図



(環) : 環境局
 (ま) : まちづくり局
 (消) : 消防局
 (経) : 経済労働局

II 健康対策

(健康不安に対する相談・検診、医療相談)

市民の健康不安への対応と労働者への広報等

市民の健康不安への対応	健康不安に対する市民の相談窓口	(区) : 保健福祉センター 地域保健福祉課 地域健康支援担当
	健康相談等の広報、各区保健福祉センターとの連絡調整、相談支援等	(健) : 健康増進課
学校における健康不安への対応	学校における児童、生徒、教職員等の健康の把握及び関係機関との連携	(教) : 健康教育課
健康被害や健康不安を持つ市民への対応	市民からの検査・診断等の申込に対する対応	アスベスト相談外来 (病) : 井田病院
「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴う対応	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行(平成18年3月27日)に伴い、各区役所保健福祉センター(保健所)で平成18年4月3日から申請受付業務実施	(健) : 環境保健課
勤労市民への情報の提供等相談の対応	労働情報誌等での情報提供	(経) 労働雇用部
	労働基準監督署との連携、情報収集	(経) 労働雇用部
	常設の労働相談コーナーでの面談、電話相談等	(経) 労働雇用部

III 市有施設対策

(市所有施設のアスベスト対策)

市有施設に対する実態把握と飛散防止対策について

* 市有施設(市施設・市営住宅・市立病院・市教育施設等)の調査及び対策の実施

実態調査(一次～三次) 一次調査: 施設管理者による調査 二次調査: 詳細技術調査 三次調査: 成分分析調査	所管課
実態調査結果に応じ、対策を実施(管理台帳整理)	所管課

IV アスベスト対策の着実な推進

* 正確な情報の提供・推進体制の整備

市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速提供	(環) : 環境対策課等 所管課
国・神奈川県・横浜市との情報の共有・連携の促進	(環) : 環境対策課等 所管課
アスベスト対策会議における対策の着実な推進	全庁

(区) : 各区役所
(健) : 健康福祉局
(教) : 教育委員会
(病) : 病院局
(経) : 経済労働局
(環) : 環境局

II 平成 23 年度の取組結果

II-1 環境対策

1 建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止対策（環境局：環境対策課）

平成 23 年度新規事業

平成 23 年 3 月に改正した川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）について、同年 10 月 1 日の施行以前は条例の周知を実施し、施行後は立入検査を充実し、建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止対策を推進した。

(1) 条例改正の経緯

過去に輸入されたアスベストの 8 割以上が建材として使用されており、今後、アスベストを使用した建築物等の解体作業等の増加が予測され、これに伴いアスベストが環境中への飛散のおそれが高まるといわれている。したがって、アスベストの飛散防止対策の強化が必要とされた。

(2) 改正条例の概要

条例は、以下の項目により改正を行った。各項目は、資料 1 を参照のこと。

- ア 事前調査の実施、届出、保存
- イ 周辺住民への周知（事前調査結果の掲示、広告物の配布等）
- ウ 作業基準（作業方法、掲示板の設置）
- エ 作業実施の届出
- オ 石綿濃度の測定、測定計画の届出、測定結果の報告
- カ 作業完了報告書

(3) 条例周知の取組

- ア 「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」及びパンフレットの作成
- イ 業界団体への周知の協力依頼の実施（約 5,000 社）
 - (ア) (社)神奈川県建設業協会(450 社)
 - (イ) (社)川崎建設業協会
 - (ウ) (社)東京都建設業協会(256 社)
 - (エ) (社)埼玉県建設業協会(466 社)
 - (オ) (社)千葉県建設業協会(750 社)
 - (カ) 一般社団法人日本増改築産業協会関東甲信越支部(92 社)
 - (キ) (社)神奈川県建物解体業協会(64 社)
 - (ク) 川崎市建物解体業協同組合
 - (ケ) 建設業労働災害防止協会神奈川支部(3,000 社)
 - (コ) 建設業労働災害防止協会神奈川支部川崎南分会
 - (ク) 建設業労働災害防止協会神奈川支部川崎北分会
- ウ 業界紙への掲載（建通新聞 6/10(金)、説明会の開催）

エ 市の出版物への掲載

(ア) 市政だより (9/1号)、

(イ) 環境情報 (9/1号)

(ウ) かわさき労働情報 (9月号)

オ 事業者向け説明会の開催 (7/22 市役所第4庁舎 200名 元請け業者向け)

カ まちづくり局建築指導課窓口での周知

建設リサイクル法の解体の届出時にパンフレットを配布し、必要に応じて環境対策課に指導を受けることを事業者に伝えた。

キ 関係団体主催の会議等での講演・説明

(ア) 平成23年度全国安全週間川崎北地区推進大会 (6/10、川崎北労働基準監督署主催)

(イ) アスベスト&環境リスク対策展'11 (10/21、東京ビッグサイト)

(ウ) 建災防川崎南北分会合同安全大会での説明 (11/7)

(エ) 神奈川県産業廃棄物協会勉強会 (11/29)

(オ) 建設業労働災害防止協会神奈川支部川崎南分会 建設業労働災害防止研修大会 (2/22)

ク 神奈川県の解体業登録業者へのダイレクトメール (586社)

(4) 運用状況

ア 立入検査

次のとおり、石綿含有建築材料を使用した建築物等の解体等作業に対する立入検査を実施し、届出書の内容と解体等作業における作業基準の実施状況等について、確認や指導を行った。

(ア) 吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の工事

大気汚染防止法の特定期じん排出等作業実施届出書を214件受理し、うち吹付け石綿等の除去工事現場43か所に立入検査を行い、作業基準の順守状況の確認を行った。

(イ) 石綿含有成形板の工事

石綿含有成形板の工事に係る事前調査結果届出書が提出された工事現場には、原則として全件立入検査を実施することとしている。平成23年度中は、同届出書を277件受理し立入検査を実施した。

イ 届出件数の推移

条例改正により新たに取組の対象となった石綿含有成形板に関する事前調査結果届出書の届出件数の推移を次に示す。

表-1 石綿含有成形板に係る事前調査結果報告書の届出件数の推移 (単位: 件)

	平成23年			平成24年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前調査結果報告書件数	34	28	43	65	50	57

条例の施行当初の平成23年10月に比べ、届出件数は増加する傾向にある。これは、条例の規制の周知が進むとともに、適正な解体工事を実施しようとする事業者の意識が表れているためと考えられる。

(5) 「指針」、「手引き」の廃止

大気汚染防止法の補完を目的とした「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」及び石綿含有成形板の撤去作業における指導を目的とした「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引き」は、条例を改正したことにより、平成23年9月30日をもって廃止した。

2 建設リサイクル法に基づく解体現場への立入（まちづくり局：建築指導課）

建設リサイクル法の届出のあった解体工事に関して、現場の立入を無作為で行っていたが、平成22年8月以降は、石綿含有建築材料のある現場については全件立入を実施した。また、石綿含有建築材料のない現場についても273件(H22.8～H24.3)立入検査を実施した。

平成23年度新規事業

3 庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施

建設リサイクル法を所管するまちづくり局建築指導課、廃棄物処理法を所管する環境局廃棄物指導課、条例を所管する環境局環境対策課、石綿障害予防規則を所管する労働基準監督署の連携により、解体工事に関する情報交換や解体工事現場へ連携して立入を行い、適正な解体作業等が行われるよう指導した。

4 大気環境調査（環境局：環境対策課）

市内8地点において、夏季及び冬季にアスベストの大気濃度調査を行った。測定結果の最大値0.12本/Lであり、世界保健機関（WHO）により問題のないとされる濃度^{※1}以下であった。

表ー2 平成23年度アスベスト大気濃度測定結果

	川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登戸)	麻生区 (百合丘)	沿 道 (池上)
夏季 ^{※2}	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満
冬季	0.12	0.12	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満

※1 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

※2 夏季：平成23年8月23日、24日、26日に実施。

冬季：平成24年8月24日～26日に実施。

5 アスベスト廃棄物の処理（環境局：廃棄物指導課）

事業者から排出されるアスベスト廃棄物は、廃石綿等（除去工事により除去された吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材等）及び石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート、石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）があり、それらの適正処理に向けて以下のとおり取組を実施した。

(1) 条例改正に伴う届出受付の連携と要綱の廃止

川崎市アスベスト工事に係る廃棄物処理の事務処理要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、届出受付を行い、廃石綿等の適正処理の確認及び指導を行ってきたが、平成23年10月1日、改正条例の施行に伴い要綱を廃止した。

要綱廃止後は、環境対策部に提出される「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」の提出者に対して、添付書類として廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物処理委託契約書等を求め、廃棄物指導課では、合議に基づき、アスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を実施する体制を整えた。

その結果、改正条例施行前より広い範囲のアスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導をすることが可能になった。

(2) 産業廃棄物に対する対応

ア 改正条例施行前の要綱に基づく対応

要綱に基づき、解体業者等が廃石綿等を生じるアスベスト除去工事を行う際に、事前に「廃石綿等除去工事計画書」を提出するよう指導した。

廃石綿等除去工事計画書の提出件数は86件※であり、適正処理の確認及び指導を行った。なお、工事終了後は「廃石綿等除去工事完了報告書」の提出を受け、最終的な処理状況を確認した。

※ 改正条例施行前の平成24年9月30日までに提出された件数。

イ 改正条例施行後の対応

上記のとおり、産業廃棄物処理委託契約書等が添付された「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」を合議に基づき、確認及び指導する体制を整えたことにより、合計147件※のアスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を行った。

※ 改正条例施行後の平成23年10月1日以降に提出された件数。

ウ 立入検査の状況

関係部局と連携し、石綿含有産業廃棄物を取り扱っている排出事業者31件及び収集運搬業者38件に立入検査を行い、適正処理の徹底を図った。

6 一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応（環境局：収集計画課）

(1) 一般家庭からアスベスト含有家庭用品を排出する場合には、分解せずそのままの状態で、ごみ袋などに入る大きさのものは中身の見えるビニール袋で二重に梱包し、口をしぼる。

(2) その他問い合わせについては、所管の生活環境事業所へ相談する。

7 支援措置

(1) 中小企業に関すること（経済労働局：工業振興課、金融課）

ア 中小企業者の経営に影響が及ぶ場合に、融資制度により支援している。

（既存の融資制度により対応）

イ 中小企業サポートセンター等で経営改善その他の相談に対応している。

(2) 民間建築物への支援措置（まちづくり局：建築監察課）

建築物の所有者が行うアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する制度に基づき、1件の含有調査及び2件の除去等について費用の一部補助を行った。

11-2 健康対策

1 市民の健康不安への対応（健康福祉局：健康増進課等所管課）

- (1) 健康不安に対する市民からの相談については13件に対応した。
- (2) 健康相談等の広報（市政だより、チラシの配布）を行った。
- (3) 健康診断の受診勧奨（肺ガン検診の利用）を実施した。

2 学校における健康不安への対応（教育委員会事務局：健康教育課）

学校における児童、生徒、教職員等の健康について把握し、関係機関との連携を図った。

3 健康被害や健康不安を持つ市民への対応（病院局）

市民からの検査・診察等の申込に対する対応を行った。

市立井田病院にアスベスト相談外来を設置（平成17年8月22日）して実施した。特に専門的な検査を必要とする患者は設備等が充実している労災病院を紹介した。

また、市立川崎病院においても外来にて診察が可能。

4 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健康福祉局：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日成立し、3月27日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所の他、各区役所保健福祉センター（保健所）でも同年4月3日から申請受付業務を行っている。

平成23年度は、中皮腫やアスベストによる肺がんに係る、国による補償事業への申請として5件を受付け、給付機関である独立行政法人環境再生保全機構へ送付した。

5 勤労市民への情報の提供等相談の対応（経済労働局：労働雇用部）

- (1) 労働災害の監督官庁である労働基準監督署と緊密な連携を図り、情報収集を行った。
- (2) 労働雇用部で所管している労働相談窓口で面談、電話相談等により適切な助言と情報提供を実施した。

11-3 市有施設対策

市の各所管部局において、建築物等の解体工事又は改造補修工事の際に、アスベストを含む建材の除去工事を実施した。

大気汚染防止法該当の工事は20件、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の対象工事は7件(H23.10～H24.3)あり、それぞれの法令に基づく届出が環境局に提出された。これらのすべての工事に法令に基づく立入検査を実施し、適正な解体工事が行われていることを確認した。

III 平成 24 年度の主な取組内容

1 環境対策

(1) 解体等工事現場への立入検査の実施

ア 法令に基づく立入検査の実施

大気汚染防止法に基づく、吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材の除去工事について、従来どおり立入検査を実施する。

改正条例に基づく石綿含有成形板の解体工事については、条例の届出が提出された現場には全件立入を実施する。

建設リサイクル法で、アスベストのない現場についても、建設リサイクル法を所管する建築指導課と環境対策課との合同で立入検査を実施する。

イ 庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施

環境対策課、建築指導課、廃棄物指導課、労働基準監督署の連携による情報交換と立入検査を継続して実施し、適正な解体作業等が行われるよう指導する。

(2) 環境調査

市内における環境大気中のアスベスト濃度について、夏季及び冬季に、各区一箇所と産業道路の池上測定局を合わせた合計 8 地点で実態把握を行う。

(3) 廃棄物の適正処理

平成 24 年度も引き続き、関係部局と連携し立入検査を行い、アスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図る。また、合議に基づくアスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を継続して行っていく。

(4) 支援措置

引き続き補助事業を推進する。

2 健康対策

引き続き、市民の不安への対応、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応を継続する。

3 市有施設対策

アスベスト対策会議としてのアスベスト建材の実態調査は、現在のところ終了しており、今後法改正等があれば、必要に応じて調査を検討する。

また、これまでの調査によりアスベストの含有が認められた施設については、解体工事や改造、補修工事の際に、施設管理者が除去工事を実施していくが、対策会議としては適正な工事がされるよう、必要な助言、情報提供等を実施していく。

資料編

- 資料1 平成23年度川崎市アスベスト対策会議開催状況
- 資料2 川崎市アスベスト対策会議設置要綱
- 資料3 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の改正の趣旨と内容
- 資料4 川崎市におけるアスベスト対策の推移
- 資料5 アスベスト相談窓口一覧

平成 23 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況

○ 川崎市アスベスト対策会議

開催年月日	議題
平成 23 年 7 月 19 日 (第 1 回会議)	(1) 平成 22 年度の取り組み結果について (2) 平成 23 年度の取り組み内容について (3) その他

○ 川崎市アスベスト対策会議 幹事会

開催年月日	議題
平成 23 年 5 月 16 日 (第 1 回幹事会)	(1) 平成 22 年度の取り組み結果について (2) 平成 23 年度の取り組み内容について (3) その他
平成 24 年 3 月 16 日 (第 2 回幹事会)	(1) 川崎市アスベスト対策会議の今後のあり方について (2) 川崎市アスベスト対策報告書の作成について (3) その他

川崎市アスベスト対策会議設置要綱

(設置)

第1条 アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進するため、川崎市アスベスト対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針
- (2) アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他アスベスト対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長を補佐するため、副座長を置く。
- 5 副座長は環境局長とし、座長に事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて招集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会には会長及び幹事を置き、会長は、環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 各幹事及びその属する組織のアスベストに関する主な所掌事項は別表2に掲げるとおりとする。
- 5 会長は、必要に応じ幹事会での協議結果を対策会議に報告することとする。
- 6 幹事会は、会長の判断に基づき、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局を環境局環境対策部環境対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 川崎市アスベスト対策推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

座 長	三浦副市長
委 員	環境局長（副座長） 上下水道事業管理者 総務局長 総合企画局長 財政局長 市民・こども局長 こども本部長 経済労働局長 健康福祉局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 交通局長 病院局長 消防局長 教育長

別表2（第6条関係）

幹 事	組織のアスベストに関する主な所掌事項	
環) 環境対策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に関する こと ・大気環境の測定及び公表に 関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストに関する 市民等への情報提供 ・庁内関係課に対する、 所管業務に係る情報 提供や適切な指示・ 指導等に関するこ と。
環) 廃棄物指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の処理指 導に関すること 	
ま) 建築監察課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等に関すること 	
健) 健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・健康不安に対する相談等に 関すること 	
健) 環境保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済法等に関 すること 	
ま) 施設計画課長 公共建築担当課長 施設保全担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有施設のアスベスト対 策に関すること ・「市有施設の維持管理等に 係るアスベスト対策要領」 に関すること 	
ま) 建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法の届出等 に関すること 	

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の改正の趣旨と内容

条例改正の趣旨

過去に輸入されたアスベストの8割以上が建材として使用されており、建築物の耐用年数を勘案すると、今後、アスベストを使用した建築物等の解体作業等の増加が予測され、これに伴いアスベストが環境中への飛散のおそれが高まるといわれている。したがって、市民の生活環境を保全するために、条例を改正し、建材へのアスベスト含有の事前調査の義務化や石綿含有成形板を対象とするなど、アスベストの飛散防止対策の強化を図った。

改正条例は、平成23年10月1日から施行する。

改正条例の内容

【事前調査の実施・結果の保存・届出】

（事前調査の実施）

- ・建築物等の解体等作業を行う場合全てにおいて、事前調査を実施

（事前調査結果の保存）

- ・大気汚染防止法対象作業及び、床面積 80m² 以上の建築物の解体作業を行う場合、調査結果を3年間保存

（結果の届出）

- ・大気汚染防止法対象作業及び、床面積 80m² 以上の石綿含有成形板を使用している建築物の解体作業を行う場合、調査結果を届出

【周辺住民への周知】

- ・工事期間中、事前調査結果等を公衆の見やすい箇所に掲示
- ・周辺住民に対し、広告物の配布等による工事に関する内容の周知

【作業基準】

- ・石綿含有成形板を使用している建築物等の解体等作業を行う場合は、「養生」、「湿潤化」、「手作業による原形のままの除去」を遵守
- ・工事期間中、施工者の氏名、連絡先、工事期間、飛散防止措置内容等を記載した掲示板を公衆の見やすい箇所に設置

【作業実施の届出】

- ・床面積 80m² 以上かつ石綿含有成形板の使用面積が 500m² 以上の建築物の解体作業の場合、石綿排出等作業実施届出の提出

【石綿濃度の測定及び結果報告】

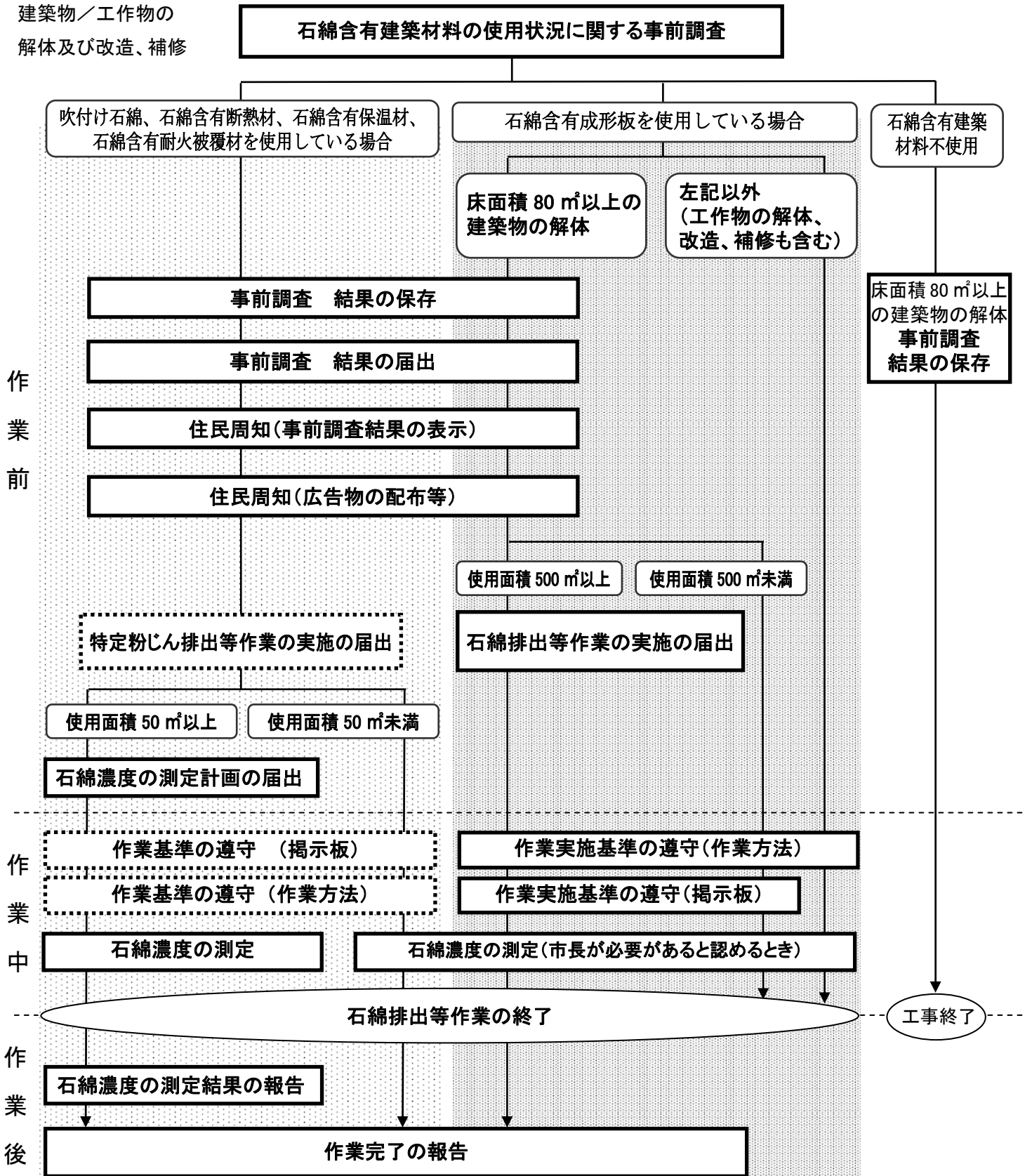
- ・吹付け石綿及び、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の使用面積が 50m² 以上の建築物等の解体等作業の場合、大気中の石綿濃度測定を実施し、測定計画届出書と結果報告書を提出

【作業完了報告書の提出】

- ・大気汚染防止法及び条例に基づく作業実施の届出をした場合、作業完了報告書を提出

解体等作業における石綿の飛散防止対策の流れ

建築物／工作物の
解体及び改造、補修



 …大気汚染防止法に定められている規定
 …条例に定められている規定

川崎市におけるアスベスト対策の推移

I 環境対策

1 アスベスト発生源の指導・調査

(1) 製造・加工工場等に対する指導等（環境局：環境対策課）

- ① 大気汚染防止法（大防法）の対象となる工場への立入調査
 （平成17年8月2日公表：2工場、敷地境界での測定結果：0.26～0.76本/L
 なお、大防法の敷地境界基準は10本/L）
 ※ 1工場については平成18年1月アスベスト製品取扱いを中止
 残り1工場についても、平成18年10月末にアスベスト製品取扱いを中止
- ② 大防法の対象外工場について実態調査を行うとともに、適正管理の徹底を要請
 （平成17年10月25日、11月22日公表：1工場、測定結果：0.21、0.22本/L
 11月1日廃棄処理済）

(2) 建物解体工事事業者等に対する指導等（環境局：環境対策課）

① 大防法の対象となる解体工事等への立入調査

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
届出書件数	53件	170件	156件	179件	129件	152件	214件
立入検査	30件	88件	60件	63件	40件	30件	43件

- ② 平成18年3月1日大防法施行令等改正により、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材並びに耐火被覆材が使用されている建築物の解体・改修は全て届出の対象に、また、平成18年10月1日大防法改正により、工作物の解体・改修も届出の対象となった。
- ③ 大気汚染防止法による取組の補完として、「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」を策定し、平成18年6月1日から施行した。また、本指針に関して除去工事事業者等を対象に解説書を作成し、周知を図った。
 大防法届出対象外である非飛散性アスベスト含有建材の撤去作業時におけるアスベスト飛散を防止への対応としては、「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引き」を作成した。（平成19年4月1日）
- ④ アスベスト飛散防止対策の強化を図るため、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行した。同時に、上記の指針、手引きは廃止した。
- ⑤ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」で定めた、アスベスト対策に関する規定の解説と、上記の指針及び手引きで条例化しなかった規定について引き続き行政指導するために、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」を作成した。（平成23年10月1日）
- ⑥ 条例の対象となる解体工事への立入調査（大防法対象工事を除く）
 平成23年度（10月～3月） 届出件数277件
 （届出のあった現場には全件立入調査を実施）

(3) 一般環境大気中の濃度調査（環境局：環境対策課、公害研究所）

① 各区1か所及び沿道1か所の計8か所において、大気中のアスベスト濃度を把握するため環境調査を定期的実施している。

【大気アスベスト濃度測定結果（一般環境）】

単位：本/ℓ

		川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝 口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登 戸)	麻生区 (百合丘)	沿 道 (池 上)
17 年 度	夏 季	0.41	0.34	0.28	0.47	0.32	0.45	0.46	0.53
	冬 季	0.16	0.12	0.14	0.17	0.06	0.22	0.13	0.15
18 年 度	夏 季	0.06	0.08	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05
	冬 季	0.15	0.13	0.20	0.18	0.17	0.24	0.14	0.12
19 年 度	夏 季	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
20 年 度	夏 季	0.11	0.13	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.11	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11	0.11	0.11	0.11
21 年 度	夏 季	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.13	0.11	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.13	0.11	0.11
22 年 度	夏 季	0.12	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.12	0.10	0.10 未満
	冬 季	0.12	0.10	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.10	0.10
23 年 度	夏 季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満
	冬 季	0.12	0.12	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満

※ 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

② 公害研究所に電子顕微鏡を導入し、濃度測定等の精度向上や迅速化を図った。
(平成18年3月導入)

③ 平成19年5月にアスベストモニタリングマニュアルが改正され、分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法）が新たに明記された。
本市では19年度以降分析走査電子顕微鏡法を採用している。

2 アスベスト廃棄物の処理に関すること

(1) 産業廃棄物に対する対応（環境局：廃棄物指導課）

- ① 改正条例施行前は、要綱に基づき、解体業者等が廃石綿等（除去工事により除去された吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材等）を生じるアスベスト除去工事を行う際に、事前に「廃石綿等除去工事計画書」を提出するよう指導した。

廃石綿等除去工事計画書の提出件数は86件※であり、適正処理の確認や指導を行った。なお、工事終了後は「廃石綿等除去工事完了報告書」の提出を受け、最終的な処理状況を確認した。

※ 改正条例施行前の平成23年9月30日までに提出された件数。

年度	H19	H20	H21	H22	H23
計画書提出件数	159件	176件	125件	158件	86件

- ② 改正条例施行後は、環境対策部に提出される「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」の提出者に対して、添付書類として廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート、石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）の産業廃棄物処理委託契約書等の提出を求め、廃棄物指導課では、合議に基づき、アスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を実施する体制を整えた。その結果、合計147件※のアスベスト廃棄物の確認及び指導を行った。

※ 改正条例施行後の平成23年10月1日以降に提出された件数。

- ③ 関係部局と連携し、石綿含有産業廃棄物を取り扱っている排出事業者31件及び収集運搬業者38件に立入検査を行い、適正処理の徹底を図った。

年度	H19	H20	H21	H22	H23
排出事業者	12件	17件	19件	20件	31件
収集運搬業者	26件	20件	19件	29件	38件

3 民間建築物の実態調査

(1) 建築物の吹付けアスベスト使用実態調査

（まちづくり局：建築監察課、消防局：査察課、環境局：環境対策課、健康福祉局所管課）

- ① 国土交通省の依頼に基づき、大規模建築物（概ね1,000㎡以上）の管理者等を対象に、室内又は屋外に露出してアスベスト又はアスベストを含有するロックウールの吹付けが施工された部分の有無に関するアンケート調査を行った結果、回答があった2,009件のうち露出したアスベストがあるとの報告は102件、うち対策済みは12件であった（平成18年8月25日現在）。

なお、未対策分については、早急に対策を行うよう引き続き要請する。（国土交通省が平成17年9月29日中間発表、12月19日発表）

- ② 平成8年度以前に竣工した社会福祉施設を対象に、吹付けアスベスト等及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用実態調査を行った。（厚生労働省から平成18年2月13日公表）

（厚生労働省が10月4日中間発表、11月29日発表、平成18年2月13日フォローアップ発表）

4 支援措置に関すること

(1) 民間住宅に関すること（まちづくり局：住宅整備課（民間住宅担当））

- ① 民間住宅リフォーム資金制度にアスベスト除去等の対策工事も新たに融資対象とした。平成17年11月1日施行。（平成17年10月28日公表）
平成20年3月31日付けで民間住宅リフォーム資金制度を終了した。

(2) 民間建築物に関すること（まちづくり局：建築監察課）

- ① 川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助した。
- ② 各年度の実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23
事前相談	12件	8件	7件	3件	0件
含有調査	6件	1件	4件	1件	1件
除去工事	1件	4件	0件	0件	2件

Ⅱ 健康対策：市民の健康不安への対応と労働者への広報等

1 市民の健康不安への対応—健康診断等受診の勧奨—（健康福祉局：健康増進課等所管課）

① 健康不安に対する市民の相談窓口として、各区保健福祉センターとの連絡調整・相談支援等を行った。

年度	H17(7月~翌3月)	H18	H19	H20	H21	H22	H23
相談件数	177件	31件	25件	42件	34件	18件	13件

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健康福祉局：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日成立し、3月27日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所その他、各区役所保健福祉センター（保健所）でも同年4月3日から申請受付業務を行っている。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
申請受付件数	4件	3件	11件	10件	19件	5件

Ⅲ 市有施設対策： 市有施設に対する実態調査と飛散防止対策について

1 市有施設の実態調査及び対策の実施（まちづくり局：施設計画課等所管課）

(1) 市有施設（学校・保育園を除く）

- ① 市有施設に対し、一次調査（施設管理者による調査、以下同じ）を実施した。
平成 17 年 10 月 25 日一次調査結果公表、調査対象施設数 866 施設、アスベスト含有吹付け材等を使用していない施設 647 施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断できない施設 219 施設
- ② 二次調査（詳細技術調査、以下同じ）結果を平成 17 年 12 月 27 日公表、調査対象 219 施設のうち、吹付け材を使用していない施設 60 施設、残り 159 施設について三次調査（成分分析調査、以下同じ）を行った。
- ③ 三次調査の結果、15 施設について対策が必要であった。（平成 18 年 3 月 24 日公表）
アスベストが検出された施設については、地方自治法第 179 条第 1 項に基づく市長の専決処分等により除去費用の予算措置を行った。
- ④ 対策が必要な 15 施設については、平成 18 年度に除去工事を完了した。
- ⑤ 他都市の公共施設において、国内では使用されていないとされていた 3 種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）が検出されたことから、平成 20 年 2 月の厚生労働省等の通達を受け、平成 17 年度調査でアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）の含有が確認されなかった施設（庁舎等の一般公共施設 95 施設、市営住宅 46 住宅）について、再調査を実施した結果、アスベストは検出されなかった。（平成 20 年 4 月 4 日公表）
- ⑥ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園を除く市有施設において、煙突及びボイラー（配管を含む）の保温材等に関する一次調査を行った。
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 174 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 86 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、6 施設についてアスベストの飛散が確認された。
また、煙突断熱材については 51 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑦ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降竣工した 20 施設を対象として、二次調査を実施したところ、3 施設においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、三次調査を行ったところアスベストの含有がないことが確認された。

(2) 市立学校・保育園

- ① 調査対象施設数 254 施設、吹付けひる石、パーライト吹付け材等を使用していない施設 119 施設、吹付け材を使用している施設のうちアスベストが 1 % 超検出された施設 2 校、1 % 以下検出された施設 7 校、計 9 校については平成 17 年度内に対策を完了した。(平成 17 年 10 月 25 日、11 月 29 日公表)
- ② 追加調査で保育園 1 園にアスベスト 1 % 超含有パーライト吹付け材の使用が判明したが、除去工事を行い対策済み。(平成 18 年 3 月)
- ③ 市立学校についても、すでに飛散防止対策を完了した学校を除いた 130 校に対して、再調査を実施した結果、4 校について吹付け材からアスベストが検出されたが、平成 20 年 9 月までに除去工事を完了した。
- ④ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園において、煙突及びボイラー(配管を含む)の保温材等に関する一次調査を行った。
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 131 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 75 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、4 施設についてアスベストの飛散が確認された。
また、煙突断熱材については 13 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降に竣工した 111 校を対象に二次調査を実施したところ、8 校においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、さらに三次調査を実施したところアスベストの含有がないことが確認された。
また、上記の調査において平成 8 年以前に竣工した建築物にアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため、38 校について二次・三次調査を実施したところ、1 校の一部にアスベストの含有が認められた。(平成 22 年 2 月 5 日公表) アスベストの含有が認められた 1 校については、平成 22 年 8 月に除去工事を完了した。

2 市が発注する公共工事におけるアスベスト含有建設資材の使用禁止

(まちづくり局：公共建築担当)

平成 17 年 11 月 1 日から市が発注する公共工事には、原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこととした。(平成 17 年 10 月 25 日公表)

3 市内小学校給食室のアスベスト含有回転釜 (教育委員会事務局：教育施設課)

市内小学校 114 校と諸学校 3 校の給食室回転釜 495 台のうち、小学校 14 校 38 台の回転釜においてアスベスト含有の断熱材が使用されていることが判明した。

これらの回転釜については、非飛散型断熱材のため、直ちに飛散する恐れはないが、一層の安全性を確保する観点から、非アスベスト含有断熱材への交換や本体交換等を実施する(平成 17 年 10 月 25 日公表)としたが、平成 17 年度中に全て交換済み。

IV アスベスト対策の着実な推進

1 市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供

(環境局：環境対策課等所管課)

- ① ホームページで全庁的な相談窓口を周知するとともに(平成17年8月12日公表)、市民からの質問や問い合わせに対し、的確な対応を図った。
- ② アスベスト問題に関する、報道発表資料やQ&A等をホームページ上で公表(平成17年8月19日実施)した。
ホームページについては、随時更新するとともに内容の充実を図る。
- ③ 「市政だより」にてアスベスト問題についての広報を行う。
(平成17年9月1日号、9月21日号、11月21日号、平成18年2月1日号(特集)、6月1日号、7月1日号、12月1日号、平成19年3月21日号)
- ④ 市民に対して必要な情報提供に努める。(随時実施)
- ⑤ パンフレット・リーフレット作成〔平成17年10月31日公表、配布〕
 - ・建築物の所有者や管理者の方へ：「大丈夫ですか、あなたの建築物は？」
 - ・解体工事現場の周辺住民の方、工事の発注者の方へ：
「解体工事についてよく知っていただくために」※
※ 法等の改正により、平成19年3月改訂版発行、配布
- ⑥ 「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針(大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編)」の策定及び本指針解説書の作成
本指針については、平成18年6月1日から施行し、アスベスト除去工事の適正な実施の確保に向け事業者等が遵守すべき事項を定めた。さらに、本指針解説書を作成し、事業者団体等を通じて配布する等周知を図った。
「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引(非飛散性アスベスト含有建材撤去作業編)」を平成19年4月作成。
上記の指針及び手引きは、平成23年10月1日の「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」改正施行により廃止した。
- ⑦ 関係機関等からの講師依頼に対応
- ⑧ パンフレットの作成〔平成23年度〕
「建築物等の解体等にかかわる川崎市のアスベスト対策」
改正条例の周知のために作成
- ⑨ 「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止ガイドライン」の作成〔平成23年度〕
改正条例の周知に関する事項、手続き方法の解説に関する事項、指針及び手引きによる行政指導のうち、条例改正後も継続的に指導する事項を掲載した。

2 国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進（環境局：環境対策課等所管課）

- ① 本市が所有する施設のアスベスト使用の状況及びその処理状況について実態把握した。（平成17年11月29日総務省公表、平成18年5月10日継続調査結果公表、平成18年9月29日追加公表）
- ② 国のアスベスト対策の状況把握に努めるとともに、的確な情報提供を行う。
- ③ 国・神奈川県・横浜市や関係機関等と連携し、効果的な対策の推進に努める。
「神奈川県内の石綿（アスベスト）問題に対する神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市による協定」平成17年11月4日締結
（石綿（アスベスト）対策連絡会議 平成23年8月）

3 アスベスト問題に関する国への要望（環境局：環境対策課等所管課）

- ① アスベスト健康被害問題に関する緊急要望を行う。
（指定都市市長会 平成17年8月23日）
- ② アスベスト対策等に関する要望
（全国市長会 平成17年8月30日 アスベスト問題に関する緊急要望）
（全国市長会 平成20年11月）
- ③ 民間建築物へのアスベスト使用実態調査に関する緊急要望を行う。
（神奈川県・横浜市・川崎市 共同要望 平成17年9月5日）
- ④ 石綿健康被害の救済における費用負担に関する要望
（八都県市共同要望 平成18年6月13日）
- ⑤ 国家予算（環境保全関係）に関する提案・要望
（大都市環境保全主管局長会議 平成18年7月から平成23年7月、年1回）
- ⑥ 国の施策及び予算に関する提案
（政令指定都市 平成18年7月から平成23年7月、年1回）
- ⑦ 廃棄物に関わる要望について（アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望）
（全国都市清掃会議 平成18年8月から平成22年7月、年1回）

4 アスベスト対策会議における対策の着実な推進（庁内関係各課）

- ① アスベスト対策会議において各対策の進行管理にあたり、必要に応じて対策の見直しを図る。
- ② 国の対策の動向、市民のニーズ、また各種対策の進捗状況等に応じて、対策の変更・拡充など、柔軟な対策を検討する。

アスベスト対応経過

【国内の動き】	【川崎市の対応】
特定化学物質等障害予防規則制定(以下特化則、S46.5)	1971年 (S46)
特化則改正:含有量5%超をアスベストとする(S50.10) 石綿等の吹付け作業を原則禁止	1975年 (S50)
石綿の代替促進通達(特にクロシドライト、S51)	1976年 (S51)
	1987年 (S62)
	1988年
大気汚染防止法(以下大防法)改正:石綿製品製造工場 に対し、敷地境界基準を10本/㍓とする規則を導入(H1.6)	1989年 (H元)
廃棄物処理法を改正:解体時に発生する飛散性の廃石 綿を特定管理廃棄物に指定(1987年以来行政指導で 行っていたものを法制化、H3)	1991年 (H3)
労働安全衛生法(以下、労安法)施行令:青石綿、茶石綿 の製造、輸入禁止(H7.4.1) 労安法規則改正:耐火建築物等における石綿除去作業 に関する計画の届出 労安法規則及び特化則改正:アスベスト含有量1%超を アスベスト製品とする定義変更(H7.4.1公布)	1995年 (H7)
大防法改正:石綿使用建築物の解体・補修作業に対し、 作業基準の遵守を義務付け (1987年以来行政指導で行っていたものを法制化、H9.4)	1997年 (H9)
	1998年 (H10)
労安法施行令改正:アスベスト製品の製造等(製造、輸 入、譲渡、提供)原則禁止(H16.10.1)	2004年 (H16)
大防法:規模要件撤廃、吹付けの他、断熱材・保温材・耐 火被覆材を追加(H17.3.1) 石綿障害予防規則施行(H17.7.1) 厚生労働省:製造輸入禁止石綿含有製品の在庫品の使 用停止を指導(通達)(H17.7.26)	2005年 (H17)
労安法施行例改正:アスベスト含有率1%→0.1%に引き 下げ(H18.9.1) 大防法改正:建築物に加え、工作物の解体・改修も対象 に(H18.10.1)	2006年 (H18)
厚生労働省:石綿障害予防規則に基づく分析調査の徹 底通知(アクチノライト・アンソフィライト・トレモライトの調 査の徹底)(H20.2.6)	2007年 (H19)
	2008年 (H20)

吹付けアスベストを対象に公共建築物調査
365施設を調査、61施設で使用が判明

川崎市アスベスト対策推進協議会設置
平成元年までに除去・囲い込み等のアスベスト対策完了

市保育園でアスベスト含有吹付けロックウール建築材の使用が判明
558施設調査、9施設で使用が判明
平成11年までに除去・囲い込み等にて対策完了

学校施設・保育園等の吹付けひる石等について調査

市立学校・保育園254施設結果公表(H17.10.25、H17.11.29) → 吹付材
使用9校(うち、アスベスト1%超2校)。9校全て、H17年度内に対策完
了。

アスベスト対策会議設置(H17.8)

・市有施設(学校・保育園を除く)の一次調査結果公表(H17.10.25) →
調査対象866施設、吹付材の使用が認められたもの又は判断不可219
施設
・市有施設(学校・保育園を除く)の二次調査結果公表(H17.12.27) →
調査対象219施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断不可
159施設。
・市有施設(学校・保育園を除く)の三次調査結果公表(H18.3.24) →
159施設中、要対策15施設。
・要対策15施設の除去工事を完了(H18年度中)

・「庁舎等の一般公共施設96施設」の調査結果公表(H20.4.4) →アスベ
ストの検出なし(0.1%以下)
・「公立学校130校」の調査 → 4校からクリソタイルを検出したが、20年
9月に除去済み
・「市営住宅46団地」の調査 → アスベストの検出なし(0.1%以下)
・特別遺族弔慰金等に係る周知事業実施

石綿障害予防規則改正:事前調査結果の揭示、隔離措置に関する規定の改正、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等(H20.4.1)

2009年
(H21)

・平成9年度から平成18年度までに竣工した市有施設の1次調査及び2次・3次調査の予算化済み
・煙突断熱材等1次調査終了
・煙突断熱材等の2次・3次調査の予算化

・平成9年度から平成18年度までに竣工した市有施設(学校、保育園を除く)20施設について、2・3次調査を実施→いずれもアスベストの含有無し
・平成9年度から平成18年度までに竣工した学校、保育園111校について2・3次調査を実施→いずれもアスベストの含有無し
・上記調査において平成8年度以前に竣工した建築物アスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため38校について2・3次調査を行った→1校の一部にアスベスト含有あり

・調査済みの市有施設の屋根用折板断熱材からアスベストの含有が確認されたため、施設管理者に屋根用折板断熱材等の再調査を依頼

2010年
(H22)

・平成8年度以前に竣工し、2・3次調査の結果吹付け材が確認された中学校1校に関しては、7月にアスベストの除去を実施

アスベスト飛散防止対策の制度化について
・今後のアスベスト環境対策について環境審議会に諮問(H22.4.22)
・環境審議会(H22.4.22、H22.10.27)
・環境審議会からの答申(H22.11.1)
・政策調整会議へ付議(H22.11.24)
・パブリックコメントを実施(H22.12.10~H23.1.11)
・政策調整会議へ報告(H23.1.27)
・条例一部改正案を議会に提出(H23.2.15)
・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正案可決(H23.3.16)
・上記改正条例の公布(H23.3.24)
・上記改正条例の施行規則の公布(H23.3.31)

・平成19年度から実施している学校・保育園を除く市有施設における煙突断熱材及び配管保温材の調査の結果、配管保温材については161施設、煙突断熱材については64施設においてアスベストの含有が確認。その後、アスベストの濃度調査を実施したところ、配管保温材については10施設(11室)について飛散が確認され、煙突断熱材については、全ての施設において飛散は確認されなかった。

・既に調査済みであった北部市場で折板屋根用断熱材にアスベスト含有が確認されたため、各局により、吹付け材及び折板屋根用断熱材についての再調査を行ったところ、吹付け材について、3施設においてアスベスト含有が確認されたが、室内空気中にアスベストは確認されなかった。

【川崎市】 アスベスト相談窓口一覧

アスベストによる環境影響、健康被害等について、市民の皆さまの不安、質問に応じていくための相談窓口を次のとおり設けています。相談は午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）まで行っています。

相談内容	問い合わせ先	電話番号
■市民の健康に関すること ■アスベストによる健康被害救済の申請に関すること	区役所保健福祉センター ー地域保健福祉課 (地域健康支援係)	川崎区 044-201-3284
		幸 区 044-556-6648
		中原区 044-744-3261
		高津区 044-861-3313
		宮前区 044-856-3254
		多摩区 044-935-3295
		麻生区 044-965-5157
・アスベスト製品取扱い業務に従事した人に関すること（労働安全衛生法）	川崎南労働基準監督署（川崎区、幸区）	044-244-1271
	川崎北労働基準監督署（上記以外）	044-820-3181
■市内の建築物に関すること ・民間建築物（解体工事を除く） ・市立学校 ・市立保育園 ・市営住宅 ・その他の公共施設	まちづくり局建築監察課	044-200-3017
	教育委員会教育環境整備推進室	044-200-3270
	市民・こども局こども本部保育課	044-200-2660
	まちづくり局住宅管理課	044-200-2951
	所管課	
■建物の解体等に関すること ・吹付けアスベストがある建物解体工事等に関すること（大気汚染防止法） ・建物に使用されたアスベストの分別解体に関すること（建設リサイクル法）	環境局環境対策課	044-200-2526
	まちづくり局建築指導課	044-200-3026
■支援措置に関すること ・中小企業融資制度 ・民間建築物のアスベスト対策	経済労働局金融課	044-544-1846
	まちづくり局建築監察課	044-200-3017
■その他 ・アスベスト製品製造工場に関すること ・アスベストを含有する廃棄物の処理処分に関すること（廃棄物処理法）	環境局環境対策課	044-200-2526
	環境局廃棄物指導課	044-200-2581

問い合わせ 環境局環境対策課 044-200-2526

川崎市アスベスト対策報告書

アスベスト対策会議事務局

環境局環境対策部環境対策課 TEL 044-200-2526

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30taiki/home/asbestos/asbestos-taisei.htm>